

カナダにおける児童虐待とスクールカウンセリング事情

三 林 真 弓

I. はじめに

2006年度に筆者は本学（京都文教大学）の在外研究員となる好機を得ることができ、カナダにあるトロント大学のソーシャルワークの大学院で客員研究員として過ごした。今回は、カナダ・トロントの児童虐待とスクールカウンセリング事情について紹介し、日本との違いについて、また日本のこれからについて考察したい。

II. カナダという国・トロントという街



図1. カナダ・トロントの位置

アメリカの北に位置するカナダは、人口がおよそ3,200万人であるが、国土面積は日本のおよそ27倍の広さ（世界第2位）を保持している（図1）。QOL（生活の質）が高い国として国連からもランクづけられており、たとえば、各州に医療健康保険制度が整備され、歯科治療や薬代以外は基本的に医療費は全額国の負担となっている。義務教育は、日本の高校まで（18歳まで）に相当するが、公立の学校であれば全て公的資金で運営され、全てのカナダ人および

移民に対して無償である。禁煙国家なので、タバコの煙にも悩まされない。そのようなところすべてが『子育てしやすい国』、『子育て先進国』と呼ばれる所以であろう。

カナダの首都は、オンタリオ州オタワであるが、トロントは同じ州にあって、国で一番の大都市である。そのため、東京と物価もあまり変わらず筆者にとっては生活は苦しかったが、自然は豊かで生活を楽しむゆとりがある街であった。また、カナダは、英語とフランス語が公用語であるが、英語圏のトロントは、特に海外からの移民が多い。それを反映するかのようには、たとえばTDSB（The Toronto District School Board；トロント市教育委員会）のweb（<http://www.tdsb.on.ca/>）にアクセスをすると、トロント市内の公立学校の情報をつかむことができるが、そこでも学校ごとに「第1言語が英語である子どもたちのパーセンテージ」や「2歳未満/3歳から5歳未満にカナダに移住してきたパーセンテージ」などのデータが添えられている。また、転入生のための情報として、あるいはそれぞれの学校のアピールとして、日本でも今話題になっている全国一斉テストの成績結果を学校ごとにweb上で知ることができる。トロントでも全国一斉テストの実施については異論を唱える人も多いが、日本で成績を自治体ごとに公開するしないと議論になっていることからすれば、カナダは非常に開かれたイメージがあるのは事実である。移民の子どもたちが多い

ため、学校内のサポートとして ESL (English as a Second Language) のクラスがもうけられているところも多い。多文化・多人種・多民族の街であり、その意味では外部の者を受け入れてくれる度量が大きく、筆者も居心地がよかった。

筆者が見聞きしたことが、トロントだけでおこなわれている制度なのか、州単位のことか、あるいは国全体なのかという厳密な区別がはっきりしない。しかし、多くのことは州ごと（トロントはオンタリオ州にある）に決められているようである。

Ⅲ. カナダにおける児童虐待の対応



写真 1. CAS の建物



写真 2. CAS の看板

カナダはアメリカと違って銃を持つことは禁止され、犯罪率も低いといわれている。ただ、そんなところでも、1960年代から児童虐待が問題視されてきた。トロントでは、北米一の規模を誇る Children's Aid Society of Toronto (CAS) という施設が、トロントを中心に周りのエリアも含めた圏内の虐待問題を取り扱っている。このセンターの取り組みは、1894年にカソリックの司祭が中心となった活動として、子どもの救済活動からスタートし、100年以上の歴史を持っている。CAS は、行政からは独立した組織団体であり、政府からの補助金やトロントのアイスホッケーチームをはじめとする民間企業からの寄附金によって運営されている。筆者が訪ねた 2006 年にちょうど新しい建物が落成した (写真 1., 2.)。内部工事はまだ完全に終わらない夏頃、建物のなかを視察させてもらったが、ワンウェイミラー付きの面接室があったり、親子の面会室にマイクとスピーカーが備わっていてスタッフが親に対する確かなコミュニケーションのアドバイスを別室から促すことができたりするシステムが施されていたりした。また、関わる子どもに心身両面のケアができるよう、内科や精神科などの病院設備もセンター内に併設されていた。

オンタリオ州の決まりで、12歳以下の子どもたちは常に13歳以上の者の保護下になければならない。たとえば、日本では小さな子どもがひとりでおつかいに行ったり、留守番をしたりということがあろう。学校の行き帰りも、また放課後、公園で友達と遊ぶのも始終、親がついているようなことはない。しかしながら、カナダでは、子どもをひとりにするような行為は、ネグレクトとみなされ、すわ親の虐待と捉えられてしまうのである。筆者自身の息子も、当時 Grade5 に通う 10 歳の子どもであった。学校の送り迎えは、いつも校内まで同伴し

なければならなかった。友達の家遊びに行くときも、公立の図書館で本を借りるときも、すぐ近くのスケート場に滑りに行くときも、どんなときも大人の同伴が必要であった。このようなお国柄だからこそ、若者のうちから小遣い稼ぎのベビーシッターが活躍するのであろう。近所の図書館では、夏休みを利用して「ティーンのためのベビーシッター講習」なるものが数日間プログラムされていた。もちろん受講料は無料である。周りの大人たちは、虐待行為を発見すればCASに通報する義務を持っているし、それによってすぐに子どもと親が引き離される結果にもなり得るといわれている。トロントの街のあちこちに“コミュニティが見張っていますよ”というメッセージの看板が立っているのも（写真3.）、地域住民に通報の義務と自分自身のおこないを振り返るよとの2重のメッセージが込められているようである。



写真3. 街の標識

体罰なども、もってのほかとされる。スーパーマーケットなどでだだをこねた子どもに対し、親が制止のために子どもの手をぴしゃりと叩いただけでも、買い物客の白い目が一斉に注

がれる。子どもの身体に不自然なあざや傷跡があった場合、幼稚園や学校の教員には、すぐさまCASに通告する義務があり、怠ると教員が罰せられる。しかも、あざや傷跡があることについて、発見した教員が勝手に子ども本人や保護者に尋ねることをしてはいけないとされている。尋ねる権利があるのは、CASのスタッフや警察関係者だけに限られているのである。これは、実際に虐待による場合、裁判などで子どもの証言が事実から歪曲されてしまわないように慎重に扱うためであるという。このことから、CAS（日本でいえば児童相談所に相当するだろうか）がものすごく大きな権限をもっていることがわかるであろう。よって、地域住民のあいだではCASを恐れる声もよく聞かれた。たとえば、滑り台から落ちて太ももにあざを作ってしまった場合、次の日学校に行くと教員にあざを見つけられたらCASに通告されるかもしれない、そうしたら、すぐに親子が引き離されてしまう。親はそれを恐れて、けがが治るまで学校を休ませてしまうということすら実際にあるというのである。しかし、些細なことでも虐待として取り扱われ、全体のケースが増えているのかというと決してそうではない。日本にはまるで見られないような被害の著しく重いケースが数多くあり、そのために子どもが裁判の証言台に立たねばならないことやトロントから遠く離れたFoster Family（里親）に預かってもらったりするようなことが起こっている。CASの視察の時に聞いた話では、時代によってその後の対応も変わってきているということであった。なるだけ親元から離し、里親のところで育つほうが子どもにとってよいとされていた時代から、このごろでは虐待の事実があったとしても家庭にいろいろな人が関わりながら実の親元でなるべく育つよとの方針だそうである。これは、Foster Familyと子どもとがな

かなかうまく合わず、子どもが不幸になる事実も踏まえてのことだそうである。

子どもが裁判の証言台に立って話をするためのサポートを行う団体もある。Toronto Child Abuse Center (TCAC) と呼ばれる NPO 法人の団体である。CAS からもう少し北に行った大きなビルの 11 階のフロアに位置していた。その名の通り、①虐待を受けた子どものアセスメントと治療のほか、②虐待予防と啓蒙活動、③裁判所で子どもが証言するためのサポート、④コミュニティへの働き掛けなどをおもにおこなっており、25 年の歴史がある。①については、CAS からアセスメントや治療の依頼を受けて TCAC が活動をするという連携をとっていた。②の子どもの虐待防止プログラムでは、“I'm a Great Little Kid” (5 歳から 9 歳まで) と “I'm a Great Kid” (10 歳から 12 歳まで) という 2 つが用意されている。このプログラムは、年齢に応じて子どもたちのセルフエスティームを高めたり、自信をつけさせたり、危険を回避するスキルを身につけさせたりすることを目的としている。決まった回数でカリキュラムが構成され、自分の名前の由来などを親に尋ねてみるなどのワークが織り込まれるなど、子どもの側からみた虐待予防がなされていた。③については、CAS 自体が法律でおこなえるサービスが限定されているため③のような活動をおこなうことができず、TCAC が一手に請け負っている。視察の際、“Cory's Courthouse” という DVD をセンターから配布してもらった。アニメーションで子ども向けに可愛くつくられている。Cory という犬が裁判所について案内をしてくれたり、裁判所の概要についてゲームで学習できたりする。子どものなかには親と同居しながら、裁判所でお互いが争う、ということなどもあり、やはり子どもには罪悪感を持たず、安全にかつ正直に話が出来るように守ってもらえる

サポーターが必要であると感じた。日本ではこのような支援の必要性など、全く思わないだろう。しかし、北米でこのような問題として挙げられたことは、数年経つと日本にも浮上するといわれる。虐待問題に関しても同様であるなら、同じような支援が必要となってくるのかもしれない。ただ、状況が了解できている以上は、なんとか未然に防ぐ対策もとりたい。

IV. カナダのスクールカウンセリング事情

1) Kindergarten と Day Care, Public School

まず、現地での就学前からの子どもたちの教育制度について説明をする。

カナダでは、9 月から新年度が始まる。Kindergarten は 2 年制で、その年の年末までに 4 歳になる子どもがその年の 9 月から JK (Junior Kindergarten = 年中) に通い始め、5 歳になる子どもが SK (Senior Kindergarten = 年長) に通う。そして、その年の年末までに 6 歳になる子が Grade1 (1 年生) として就学する。年度と学年の子どもたちの月齢がずれるのでわかりにくいですが、おおかたの子どもたち (日本でいうところの早生まれの子どもたち以外の子どもたち) にとっては就園・就学が日本より 7 ヶ月早いことになる。また、校種の別は明確でなく JK から Grade8 までが同じひとつの学校のところもある。ただ、公立の Kindergarten のみが独立しているところはほとんどない。これは、Kindergarten と学校が同じ管轄 (いずれも TDSB の管轄である) だからかもしれない。

Kindergarten とは別に、Day Care と呼ばれる施設もあり、学校のなかに Day Care が併設されているところもある。公立でなく私立の Day Care ならそれだけで独立している。公立であっても Kindergarten や学校とは管轄が別

になっている。また年齢で分けられているわけではなく、だいたい2歳半ぐらいから6歳ぐらいまでの子を受け入れている。地域のニーズによっては0歳児からの受け入れも可能で、しかも放課後の学童保育のような役割を負っているところもある。

Kindergarten は、いわゆる日本でいうところの幼稚園に相当し、Day Care は、保育園に学童保育を含んだものになるだろうか。公立のKindergarten は無料だが、Day Care は公立であっても有料となっている。

2) 学校現場のメンタルヘルスケアの仕事

公立の学校には日本のように保健室がない。予防的啓蒙活動のための School Nurse がイベントごとに来るのみである。しかも、食育や身体面の健康面がおもであり、メンタルなケアはしない。また、ほとんどの学校には Social Worker (SW) と School Psychologist が1人ずつ配置されている。JKの時期からこのような専門家のケアが受けられるが、先ほども述べたように Day Care の機関は管轄が別なので、たとえ併設されていたとしてもこのような専門家のケアを受けることはできない。

V. SW へのインタビューから

ここで、渡加中に筆者のインタビュー調査に協力してくれた SW を紹介する。Marla Dadoun (写真4.) は、TDSB (The Toronto District School Board) に勤める SW である。この仕事に就いて13年目であり、トロント市内の幼稚園から高校まで計8校を担当している。プライバシーに踏み込む質問について、初対面の筆者にどれだけ答えてもらえるかと思っていたのだが、彼女は意外とオープンで、担当ケースや報酬などについても包み隠さず答えて

くれた。以下、話題ごとにインタビューの結果をまとめた。

写真4. SW の Marla と筆者 (校内にて)

1) 勤務形態と職務内容



写真5. McKee Public School

TDSB 付きで担当学校を巡回するという形をとっているため、規模の大きな学校は SW が2人体制のところもある。問題を抱えた学校もあれば、そうでない学校もあり、ニーズに応じて時間配分しているとのことであった。SW 自身が自在に時間配分を考えられるのは、日本のスクールカウンセラー (SC) 制度に比べると融通が利き、SW の主体性が保たれて良いように思う。インタビューを行った McKee Public School (写真5.) (JK ~ Grade5 までの学校) には、その当時ほぼ週に1回2時間程度訪れて

いるということであった。のべにすると週に5日間勤務のフルワークである。

各学校では、おもに教員を介して児童生徒や親をカウンセリングする。教員には、コンサルテーションとフィードバックをおこなう。ときには、スモールグループでセルフエスティームの低い子どもたちを対象にセルフエスティームを高められるようなアプローチをしたりするという。これについては、セルフエスティームを高めるための教材プリントを実際に見せてもらったのだが、「私はこんなことが好き」、「私はこんなことが出来る」、「ほめる」、「いいことを挙げる」などについて、子どもたちに短文や絵を描かせるものであった。

2) 担当ケースについて

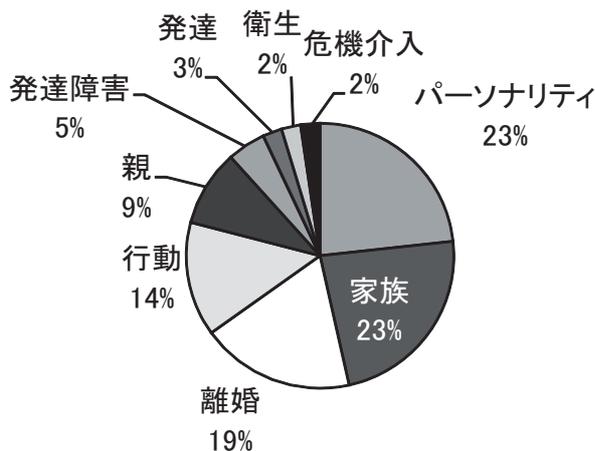


図2. 担当ケースの分類

Marla がインタビューの時点で担当しているクライアントについて尋ねてみたところ、分厚いファイルを繰って1ケースずつ口頭で紹介してくれた。それらのケースを筆者がカテゴリー化して図2にあらわした。

インタビュー時点で、Marla は31 ケースも抱えていた。週1で定期的に会う場合もあれば、危機介入の際には週に何度も会うという話であったし、内容的にも死や離婚のケア、虐待

など重篤な問題を抱えたケースをいくつも担当していることから、本当に仕事ハードなことがよく分かる。たとえば、自殺企図でピルを飲み過ぎて病院に運ばれた子どもの場合、その後1週間 Marla は、その子どもや両親に会うため、夜中に病院に通いつづけたという。高校生の時期になると、喫煙や飲酒、ドラッグの使用や暴力など警察に世話になるような行動が多くなり、妊娠などが問題行動として現れてくることもある。特に女子は、リストカット (cutting) をおこなうものが増えるとのことであった。図2をみると、「パーソナリティ」と「家族」のカテゴリーが同率で、一番高かった。子ども自身のパーソナリティや発達障害もあるが、それよりも親や家族自体が抱える問題、特に両親の離婚といったような出来事によりかかわっているケースが多くみられた。筆者自身も SC をしていて、子どもの外側にある問題 (生活苦や親の離婚、近親者の死など) については直接どうすることもできず、非力な感じを味わうことがある。が、Marla は、そのようなケースについても積極的に昼夜問わず、また面接室以外でもかかわっていた。SC はどうも時間に縛られ、自身で融通を利かせることがなかなかできないので身動きが取りにくくなっているのかもしれない。子ども自身についていえば「セルフエスティームが低い」とコメントされた子どもがそのうち4人みられた。小学生の時期では、いじめにあたり、友達が作れなかったりしてセルフエスティームが低くなってしまいうらしい。“セルフエスティーム”について、日本では筆頭に挙がってくるようなパーソナリティの問題では今のところないが、近い将来よく聞かれる言葉になったり、そのためのプログラムが用意されたりするのかもしれない。トロントらしい特徴としては、移民による問題がある。父親を母国に残し、母子のみで移住してきている家庭も多

いが、“父親不在”ということが子どもに悪影響を及ぼすとのことであった。

相談件数が増える季節は、冬であるという。クリスマスのカードやプレゼントを贈る時季でもあるが、クリスマスが過ぎると Boxing Day といってあちこちの店が一日限りで一斉にバーゲンをおこなうので、たくさんの買い物をして散財する。このように経済的な問題も絡まり、いろいろな問題が浮上してくる季節なのだそう。また、鬱状態が冬には増加する。別の相談機関でも、冬は鬱の電話相談が非常に多くなると聞いた。交通の便が不便であるほど、何日も外出せずに過ごさざるをえなくなるくらいに、トロントの冬が厳しいせいであろう。

3) 不登校に潜む児童虐待

割合としては少ないが、不登校と呼ばれる現象はカナダにも存在する。JK などの小さいうちの不登園は、母子分離しにくいタイプである。親と離れるのが寂しかったり、幼稚なために学校に通えないといった感じの子どもである。高校生の時期になると、様子が一変する。日本でも高校中退は数が多くなり問題視されているが、学校に行きたがらず、勝手にドロップアウトしていくのである。しかしながら、カナダでは 18 歳までは義務教育である。子どもに教育を受けさせる義務がある。よって、中退ではなく不登校として扱われる。そしてこのような不登校生徒が多いため、高校には Attendance Counselor と呼ばれるカウンセラーが、別個に配置されている。その手前の Grade6 ごろから Grade8 になると、学校が合わなければ転校させたり、先生と合わなければ随時クラスを替えたりして臨機応変に対処をする。非常に極端な例ではあるが、不登校を続けていると、TDSB が養育者と子ども本人を訴えて裁判沙汰になることもあるという。その際には、SW はそれま

での関わりのデータ（家庭訪問の記録など）を証拠として提出したりすることもある。学校に長いあいだ来ない背景には、親が監督せず放置しているケースもあれば、親が子どもに暴力をふるい、その傷跡がひどいので、周囲に見つからないように学校を休ませているケースもある。不登校という現象に虐待が潜んでいるのである。シングルマザーの家庭では、日夜問わず親が働いているために、下の子が病気になった場合、上の子が看病のために学校を休まざるをえないケースもある。親に監督責任があるので、それを怠っていると見なした場合には CAS に通告し、親元から子どもを引き離して Foster Family に預ける場合もあるとのことであった（数年前までは子どもの対象年齢が 16 歳までだったが、18 歳までに引き上げられた）。

ここで非常に印象的なのは、「不登校」に対する取り扱い方の違いである。カナダでは、学校に子どもが行かないと言うことは、親が学校に行かせる義務を怠っている（さらにいえば、虐待が背景にあって、傷跡を他の人に見られまいとして学校に行かせないケースが数多くある）ためだとして、通告をしても長期欠席に至ってしまうときには裁判にかけられる。日本では、登校刺激をなるべく少なくして静観させる方法をとる場合もあるが、不登校という現象は同じでも、質そのものが全く違うといわざるを得ない。逆からみれば、日本のような心理的内閉の時期のための不登校といったものは存在しないとみられている。その日本の不登校の事情を話すと、Marla はちょっと理解しがたいような、しかし関心をもって聞いてくれた。この違いは、筆者にとっても大変興味深いものであった。

4) チームワーク態勢

毎月 1 回、Psycho Educational Staff と呼ばれる SW、School Psychologist、OT（作業療

法士)、Speech and Language Therapist (日本でいうところの言語療法士だろうか)、それから校長や関係の教員とで、カンファレンスを持っている。そのカンファレンスで、それぞれの子どもたちにどのような関わり方をしていたらよいかなどについて情報交換と検討をおこなっている。

5) SWとしての採用要件について

カナダで何か専門性のある仕事に就こうと思ったら、高卒ではまず困難であり、大学あるいは大学院卒が必須である。トロントの学校現場でMarlaのように働くためには、マスターレベルのSW教育を受けていなければならない。マスター号あるいはドクター号を持っていることが条件となって雇われるということである。一方、School Psychologistもまたマスター以上が求められている。しかし、心理のほうは以前はマスターまでの教育を必要とせず、4年制大学を出たあとでテスターになった人もいた。そのためにSchool Psychologistはテストのみ、SWはソーシャルワークとカウンセリングという分業が長く続いたのかもしれない。School Psychologistもマスター教育をしっかりと受けようになってから、子どもや保護者とのカウンセリングもできるようになってきたとのことであった。

VI. 考察

1) 日本の虐待対応について

内閣府(2008)のまとめによると、2007年度に児童相談所が対応した養護相談のうち、「児童虐待相談の対応件数」は40,639件で、前年度に比べ3,316件(前年度比8.9%)増加していた(図3)。これを相談種別に見ると、「身体的虐待」が16,296件と最も多く、全体の約40%

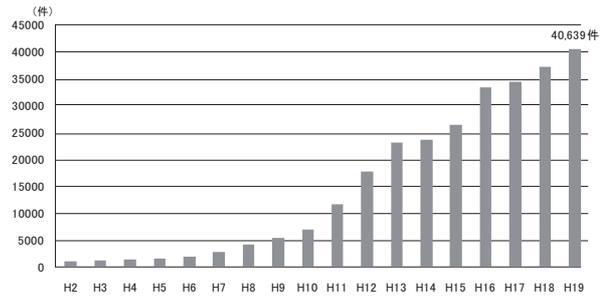


図3. 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数の推移

出典;平成20年版青少年白書 p.41より作成

を占めていた。次いで「保護の怠慢・拒否(ネグレクト)」が15,429件、「心理的虐待」が7,621件、「性的虐待」が1,293件となっていた。また、虐待を受けた子どもの年齢構成をみると、0歳から就学前のいわゆる「乳幼児」といわれる年齢層が全体の半数近くを占めていた。これは、虐待が早期から始まっていることを示しているといえるであろう。また、児童相談所で4万件あまりの虐待対応を行ったにもかかわらず、2007年度中に警察が検挙した児童虐待事件は、わずか300件、検挙人員は323人であった。被害児童は315人であったが、そのうち37人は死亡していた。このように日本では、虐待に対する処罰はきわめて軽いものといえるであろう。親が子どもを殺すかそれに近いことをしない限り、警察が検挙することはまず有り得ないからである。仮に周りの住民など他者が虐待を目撃したとしても、よその家庭へはなかなか立ち入れない。忠告をしたり、止めに入ったものなら、「これはしつけど。」「うちのルールでやっていることで、他人からとやかく言われる筋合いはない。」と反発されて、それでおしまいになるだろう。カナダのように地域住民がお互いに見張り役になっているような意識はなく、個人が口出しすることは非常に難しい状況がある。このような現状を踏まえ、厚生労働省では、2004年の児童福祉法の改正により、虐待を受

けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」の設置を進めている。地域協議会等のネットワークの設置は、今年度（2008年度）の3月末で約85%の市町村に設置される予定である。地域協議会の設置によって何がかわるのか、どのように運営していけばよいのかなど、地域協議会の設置・運営に当たり、まず必要となる知識、ノウハウなどをとりまとめたマニュアルを作成し公開している。また、児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律が2008年4月に施行された。これは前回（2004年）の改正法附則の見直し規定を踏まえ、児童虐待防止対策の強化を図る観点から、児童相談所の権限を拡大した内容となっている。児童の安全確認等のための強制の立ち入り調査が可能になったり、保護者に対し子どもとの接見禁止を命じることができたり、通信制限などを命じる権限が与えられたのである。虐待した保護者が、児童相談所の指導に従わない場合や改善の見込みがないケースでは、親権はく奪などの強制措置をとることができる規定も含まれている。

青少年白書（2008）によると、「文部科学省においては、平成20年度において、児童虐待等の問題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童相談所等の関係機関等とのネットワークを活用するなど、児童生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けて支援を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用方法等について調査研究を行っている。」としている。実際にスクールソーシャルワーカー（SSW）が今年度（2008年度）より学校現場に配置された。これまでSCが独占していた領域にSSWが参入してきたのである。これはいつ

たいどのような事態なのであろうか。

2) 日本のスクールカウンセリングについて

スクールソーシャルワークは、1900年代初頭のアメリカに起源を有するといわれている（The National Association of Social Workers, 1969；Allen-Meares, P., Washington, R. O., & Welsh, B. L., 2000）。これまで述べてきたように北米では、学校にSchool PsychologistとSWの両方が配属されていて、学校のメンタルヘルス業務を担う両輪となっている。そもそも、日本でSC制度が敷かれた背景には、これらのSchool PsychologistとSWの両者を融合したようなイメージだったのではないだろうか。日本の学校文化にできるだけ見合うべく、その関わり手の職務内容を吟味したはずである。その結果、どちらかというSchool PsychologistよりSWのほうに親和性が高い職務内容となったように思う。つまり、学校現場では、小部屋でちまちまとテストなどを使って子どもを査定したりするのではなく、学校全体を見立て、ケアしてもらえたい人を欲していたのである。もちろん、臨床心理士は臨床心理的地域援助についても教育を受けているから、充分その職務期待に応えられるだけの器である。実際に渡加して初めてここまでSWが学校で幅を利かせていたことが分かり驚いたと同時に、いわゆるSchool Psychologistと呼ばれる人がそんなに狭い領域でしか仕事をしていなかったということにも驚きであった。しかし、このような海外でのSWの働きの良さでもって、日本でもSSWの導入をと考えるのはまるで浅かであるといいたい。なぜなら、日本にはすでに北米のSWの質を備えた者として“School Counselor”が存在しているからである。今の段階でSSWの導入をうたっても、二番煎じ甚だしい。ただ単に、“School Counselor”が、北

米には存在しないだけのことである (“School Counselor” という言葉がないため、筆者自身の立場を現地の人々になかなか理解してもらえなかった。School の Counselor という表現は、職業（進路）選択のためのカウンセラー、あるいは授業（カリキュラム）取得のためのアドバイザー（先述した Attendance Counselor）やチューターみたいに捉えられることが多かった。それだけ北米の学校には、教師以外にいろいろな役割を持った人が配置されているということでもあろう。）。ともあれ、いったん SC という職が根付いた以上は、日本には SSW の参入の余地はないのである。学校現場に持ち込むことのできる福祉的なケアは、臨床心理的地域援助と相まって SC がすでに職務遂行しており、さらなる期待がされているところであり、研鑽を積んでいる最中である。それなのに、これほどまで SC がポピュラーになった今でも、この根本的なことを理解してもらえていない人が役人のなかにも多くおられることが非常に情けない。確かに私たち臨床心理畑の人間は、ネットワークが軽くない。どちらかというとき引きこもり傾向があり、密室での密談が得意である。学校という大勢の集団の場で仕事をしていても、“木を見て森を見ず”と非難されるところもあるかも知れない。この点は多いに反省すべきであり、学校風土の見立てや管理職・教職員との人間関係の取り方、校内研修会の持ち方など、鋭意努力せねばならない課題が山積している。実際に京都府臨床心理士会のスクールカウンセラー部会では、ここ1,2年は危機介入や倫理の研修に加え、学校というコミュニティにどのように接近するかといった手法についても研修を重ねている。しかしながらたぶん、そんな実際的なことよりも言葉のほうの方が勝手に一人歩きしているような気がしてならない。アメリカやカナダで “Social Worker” があれだけ活躍してい

るのに、日本に存在しないのはおかしい。それだけのことで、初年度から15億円も予算をつぎ込むなど愚の骨頂である。スクールカウンセリング先進諸国において “Social Worker” が大手を振っているのを知って、その並びで日本でも取り入れようとしているなら、あくまでナンセンスとしかいいようがない。

VII. おわりに

筆者が在外研究員としてソーシャルワーカー養成の大学院に所属を決めたのは、そもそも、自分自身が SC として、地域で子育て支援活動を運営する者として、また大学院教育をおこなう者として、このままでは技量不足だと感じたからである。本論で述べた以外にも、自助グループの立ち上げ方や運営の仕方、社会から個人を見る見方、ボランティアのあり方など心理臨床の枠を外れたところで多くの刺激を受けることができた。しかし、ソーシャルワーカーの卵たちと席を同じくして学ばば学ぶほど、自分の立ち位置が彼らとははっきり違うことをまざまざと味わったのも事実である。筆者はやはり臨床心理士である。このことにどれだけ強く自分がアイデンティファイしているかに海外に行って改めて気づかされた。貴重な経験であった。異国の地で出会った人々に支えられ、受けることのできた数多くの知見と、自分の内にある職業アイデンティティとを融合させる作業は、まだ途上にある。将来を担う臨床心理士や SC の養成に携わる者として、これからも試行錯誤し続けながら自分なりの答えを見いだしていきたい。

謝辞 ご多忙のなか、インタビュー調査に快く応じてくださった TDSB の SW である Marla Dadoun に感謝します。また在外研究期間中に、

お世話になった方々へ感謝いたします。

文献

Allen-Meaers, P., Washington, R. O., & Welsh, B. L.
(2000). *Social Work Services in Schools* 山下
英三郎監訳 日本スクールソーシャルワーク協
会編 (2001). 学校におけるソー シャルワー

クサービス 学苑社
内閣府 (2008). 平成 20 年版青少年白書
The National Association of Social Workers 編
(1969). *Social Casework and Social Work in
Education*. 全米ソーシャルワーカー協会
編 山下英三郎編訳 (1998). スクールソー
シャルワークとは何かーその理論と実践 現
代書館

Abstract

The Situation of the Child Abuse and the School Counseling in Canada

Mayumi MITSUBAYASHI

In the 2006 academic year, I went to Toronto University in Canada as a visiting professor. This paper will describe what child abuse occurs in Canada and how the school social worker treats with it. Also, I would like to explore the difference between child abuse in Canada and that of Japan.

Child rearing system is one of the most important issues in Canada and the Canadian government spends an enormous amount of energy and money on it. The Children's Aid Society of Toronto is one of the largest child welfare organizations in North America. It is an incorporated and non-profitable agency that is governed by a volunteer board of directors, and is funded by the Province of Ontario. CAS protects children from abuses including neglect and helps their parents build the healthy family relationship, and the organization gives the young adults and their children the safe place. CAS also gives the legal mandate to the staff members. They can intervene in the problematic families and protect the children from abuses, when necessary. All of the staff members of this organization are given the powerful right to do their job. For example, when a staff member doubts that a child might be abused by his or her parent(s), they can separate the child from his or her parent(s) in order to protect the child.

In order to know the actual effect of School Counseling in Canada, I had an interview with the social worker who has worked at the Toronto District School Board for thirteen years. Throughout the interview, I've found out the very curious points. School social workers give counseling to students at almost all schools, and, in many cases, students' absence from school indicates that they suffer from child abuse. Child abuse is one of the serious problems in Canada as well as in Japan. The system of school counselors has already been arranged in Japan. Though the system of school social workers in North America might work very effectively in the matter of child abuse, I strongly believe that Japan does not need to have school social workers.

Key words : child abuse, school counseling, Canada